

規制の事前評価書

政策の名称	新たな生活困窮者支援制度の創設に伴う所要の措置について	担当部局名	社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室	作成責任者名	生活困窮者 自立支援室長 熊木 正人	評価実施時期	平成25年5月
法令案等の名称・関連条項	生活困窮者自立支援法第4条第3項、第6条第2項、第10条、第15条第2項、第21条、第22条第2号						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○秘密保持義務の創設 本改正案では、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業を創設することとします。これら生活困窮者自立相談支援事業等の実施において、各事業に従事する職員は、利用者の個人情報に触れることが予想されるため、利用者の個人情報を保護することにより、利用者が安心して事業者へ情報提供を行うことができるよう、必要な措置を講じることとします。 事業実施関係者間における支援に必要な個人情報の共有化や連携等を行うことから、具体的には、生活困窮者自立相談支援事業等について、都道府県等から委託を受けた事務に従事する者又はこれらの者であった者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、また、秘密保持義務違反をした者に対し、罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）を科すこととします。</p> <p>○認定制度の創設 本改正案では、雇用による就業を継続して継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う生活困窮者就労訓練事業を創設することとします。民間事業者が主体となって取り組む生活困窮者就労訓練当該事業においては、利用者の自立のための支援の場として適切な訓練の体制が取られていること、また、利用者に対する不当な取扱いがなされないことが必要であることから、都道府県知事、指定都市市長、中核市長（都道府県知事等）による認定制度を創設することとします。 具体的には、都道府県知事等は、事業者が実施する当該事業が一定の基準に適合していると認められるときは、認定することとし、認定事業が一定の基準に適合しないと認められるときは、その認定を取り消すことができることとします。さらに、都道府県知事等は、改正案の目的を達成するために必要な限度において、認定事業を行う者又は行っていた者に対して、報告を求めることができるものとします。なお、この報告を行わない場合、又は虚偽の報告をした場合は、その者に対し、罰則（30万円以下の罰金）を科すこととします。</p>						
想定される代替案	<p>○秘密保持義務の創設 生活困窮者自立相談支援事業等について、都道府県等から委託を受けた事務に従事する者又はこれらの者であった者は、ガイドライン等を踏まえ、その事務に関して知り得た秘密を漏らさないよう努めなければならないものとします。なお、秘密保持について努力義務とするため、特に罰則は科さないこととします。</p> <p>○認定制度の創設 都道府県知事等は、事業者が実施する生活困窮者就労訓練事業が一定の基準に適合していると認められるときは、認定することとし、認定事業が一定の基準に適合しないと認められるときは、その認定を取り消すことができることとします。さらに、都道府県知事等は、代替案の目的を達成するために必要な限度において、認定事業を行う者又は行っていた者に対して、報告を求めることができるものとします。</p>						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	<p>○秘密保持義務の創設 事業者は、秘密保持義務を遵守するための措置を講ずる費用（個人情報保護のマニュアルを整備する等）が発生します。また、秘密保持義務違反をした場合、罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科されることになります。</p> <p>○認定制度の創設 認定事業を行う事業者は、この法律の施行に必要な限度において報告徴収の対象となり、これに応じる費用が増加します。また、報告を行わない場合、又は虚偽の報告をした場合、罰則（30万円以下の罰金）が科されることになります。</p>	<p>○秘密保持義務の創設 事業者が、業務上知り得た秘密を漏らさないよう努める場合には、秘密保持の措置を講ずる費用（個人情報保護のマニュアルを整備する等）が発生します。</p> <p>○認定制度の創設 認定事業を行う事業者は、この法律の施行に必要な限度において報告徴収の対象となり、これに応じる費用が増加します。</p>					
2 行政費用	<p>○秘密保持義務の創設 国及び都道府県等は、制度を周知するための費用が発生します。また、秘密保持義務違反を防止するために都道府県等が、事業者に対して調査・指導を行う等の業務負担が発生します。</p> <p>○認定制度の創設 都道府県等は、生活困窮者就労訓練事業の認定を行うに当たっての事務コストや報告徴収の業務が発生します。また、報告を行わない事業者や、虚偽の報告をした事業者がいる場合は、指導を行う等の業務負担が発生します。</p>	<p>○秘密保持義務の創設 国及び都道府県等は、制度を周知するための費用や、ガイドライン等を作成する費用が発生します。</p> <p>○認定制度の創設 都道府県等は、生活困窮者就労訓練事業の認定を行うに当たっての事務コストや報告徴収の業務が発生します。また、報告徴収について相手方がこれに応じない場合は、応じるよう説得する等の業務負担の増加が想定されます。</p>					
3 その他の社会的費用	<p>○秘密保持義務の創設 特段、費用は発生しないと考えられます。</p> <p>○認定制度の創設 特段、費用は発生しないと考えられます。</p>	<p>○秘密保持義務の創設 秘密保持について実効性を担保することができないため、個人情報が悪用された場合には、事業の利用者が不利益を被ります。</p> <p>○認定制度の創設 認定事業を行う事業者への報告徴収について罰則による担保がないことから、実効性が低下するおそれがあります。</p>					

	<p style="text-align: center;">便益の要素</p>	<p style="text-align: center;">代替案の場合</p>
<p style="text-align: center;">規制の便益</p>	<p>○秘密保持義務の創設 事業利用者の個人情報保護により、安心して事業を利用できるようになります。また、事業実施関係者間における支援に必要な個人情報の共有化や連携の促進等が期待され、制度の運用を適切に実施できると考えられます。</p> <p>○認定制度の創設 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者が、適切な訓練の体制が確保された認定事業を利用することができるようになるため、就労機会が確保されるとともに、就労に必要な知識や能力の向上が図られます。また、認定を受けた事業者に対して認定事業に関する報告を求めることにより、適正な認定事業の運営を確保することができます。</p>	<p>○秘密保持義務の創設 秘密保持のガイドライン等を示すことにより、事業利用者の個人情報保護することが期待できますが、秘密保持について努力義務であることから、その実効性を担保することができず、事業利用者の個人情報が悪用される可能性を排除できないため改正案と同程度の便益は期待されません。</p> <p>○認定制度の創設 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者が、適切な訓練の体制が確保された認定事業を利用することができるようになります。また、認定を受けた事業者に対して認定事業に関する報告を求めることにより、適正な認定事業の運営を確保できることが期待できますが、報告徴収について罰則による担保がないことから、その実効性が低下するおそれがあります。</p>
<p style="text-align: center;">政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>○秘密保持義務の創設 改正案では、事業の利用者の個人情報保護により、安心して事業を利用できるようになり、さらに、事業実施施設関係者間における支援に必要な個人情報の共有化や連携の促進等が期待されます。一方で、秘密保持義務違反に対する罰則を設けることによる遵守費用が見込まれますが、生活困窮者について早期に支援を行い、自立促進が図られることは、その費用を大きく上回るものと考えられます。 代替案では、ガイドライン等を作成するための費用等が発生します。また、秘密保持について努力義務であることから、事業利用者の個人情報が悪用された場合は、利用者が不利益を被ることも考えられます。そのため、改正案と同様に生活困窮者の自立支援が促進されるという便益が期待されるものの、事業利用者の個人情報が悪用された場合には費用が便益を上回ることも想定されます。 これらのことから、規制案と代替案を比較すると、規制案の方が適切であると考えられます。</p> <p>○認定制度の創設 改正案では、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者が、適切な訓練の体制が確保された認定事業を利用することができるようになるため、就労機会が確保されるとともに、就労に必要な知識や能力の向上が図られます。一方で、認定を受けた事業者に対して、報告を求めること等に伴う費用が見込まれますが、生活困窮者の就労の機会が確保されること等により自立の促進が図られることは、その費用を大きく上回るものと考えられます。 代替案においても、規制案同様に、適切な訓練の体制が確保された認定事業を利用することができるようになりますが、報告徴収について罰則による担保がないため、その実効性が低下するおそれがあります。そのため、生活困窮者の自立のための支援の場として適切な訓練体制を確保することが困難となります。 これらのことから、規制案と代替案を比較すると、規制案の方が適切であると考えられます。</p>	
<p style="text-align: center;">有識者の見解その他関連事項</p>	<p>平成25年1月25日 「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書（抄）</p> <p>○秘密保持義務の創設関係 ・個人情報保護しながら、関係機関において必要な情報を把握し、共有することができる仕組みを検討していくことが必要である。 ・新たな制度の法制化を図る場合、相談支援事業の従事者等に守秘義務を課すことが適当である。</p> <p>○認定制度の創設関係 ・中間的就労の制度化に当たっては、利用者的一般就労に向けたステップアップに資するよう、また、利用者に対する不当な取扱いがなされないよう、中間的就労による支援を実施する事業者に対する認定制度や、事業の透明性を確保するための情報公開等、支援の適正性の確保のために十分な措置を行っていくことを検討することが必要である。 ・中間的就労の運営に当たっては、中間的就労を提供する事業者については、安全衛生の確保や情報公開等の要件を付加し、都道府県の認定とすべき。</p>	
<p style="text-align: center;">レビューを行う時期又は条件</p>	<p>本改正案は、施行後3年を目途として、施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしており、秘密保持義務及び認定制度の創設の規定についても、改正の必要が認められる場合に見直しを行います。</p>	